

平成20年度グリーン物流パートナーシップ推進事業 普及事業 提案要領

平成17年2月16日、地球温暖化の防止に向けたCO₂等の温室効果ガスの排出量削減についての国際約束等を定めた京都議定書が発効しましたが、運輸部門における現状のCO₂排出量は削減目標との間にまだ隔たりがあり、実効ある温暖化対策が急務となっています。

物流分野の温暖化対策は、荷主、物流事業者それぞれの単独による取り組みだけでなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働すること(パートナーシップ)による、物流システムの改善に向けた先進的で産業横断的な取り組みが必要です。「グリーン物流パートナーシップ会議」では、荷主と物流事業者の協働によるそうした取り組みを支援し、普及・拡大を促進するものであり、各企業の積極的な参加を期待しています。

グリーン物流パートナーシップ会議では昨年度に引き続き、CO₂排出量削減の取組を普及・拡大する「普及型」のプロジェクト(普及事業)を募集します。

普及事業の募集について

■ グリーン物流パートナーシップ会議では、会員の皆様による波及効果が高く且つ持続可能な、物流分野におけるCO₂排出量削減効果(省エネ効果)のある「普及型」プロジェクト(普及事業)を募集します。

※提案時点で本会議の会員になられていない企業等の方々は、合わせて会員登録をお済ませ下さい。

■ 普及事業のイメージ

○荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じて、排出されるCO₂削減効果(省エネ効果)が明確に見込まれるものであること。

[例]・トラックから鉄道・海運へのモーダルシフト

・拠点集約化・輸送共同化による物流効率化

・サードパーティーロジスティクスに際しての物流効率化 等

○荷主と物流事業者の協働参加による事業であること。

◇以上の条件を満たす申請であれば幅広く募集します。

◇認定基準としては、荷主企業と物流事業者との間でパートナーシップが組まれていることが不可欠ですが、それに加え、

①事業費あたりの年間省エネルギー量(費用対効果)による評価

・・・費用対効果について1000kl/億円(原油換算)に対する比率で評価

(参考:H19推進決定事業の計画時の平均値・・・約300kl/億円)

②省エネルギー率による評価・・・省エネ率0.8(80%)に対する比率で評価

③事業の継続性・新規性・政策的意義等に関する評価

事業の実現性・継続性、従来の取組を改善・拡大して実施されるもの、事業の普及性、事業の新規性・創造性、政策的意義に関する評価(物流効率化法の計画策定案件、改正省エネ法に基づく省エネ計画等に位置づけられた案件、等、政策的意義の高いもの)

などを勘案し、グリーン物流パートナーシップ会議が推進決定を行います。

■ 申請書提出方法と募集期間について

○募集期間

平成20年2月29日(金) ～ 平成20年4月4日(金) 17:00

○提出方法

以下の所定の様式に従い、申請資料を作成のうえ、朱書きで「普及事業提案書在中」と記入の上、後述の経済産業省又は国土交通省の窓口にご持参またはご送付下さい(平成20年4月4日17時必着)。

「鉄道・海運へのモーダルシフト」、「車両等の大型化」、「複数事業者による共同輸配送」、「輸送拠点集約」のいずれかに分類できる事業をご提案される方はそれぞれのフォーマットの申請書(②～⑤)をご利用ください。上記以外の事業及び上記の分類を横断して行う事業をご提案される方は①の申請書をご利用ください。

<申請書様式>

- [①グリーン物流PS 普及事業「鉄道・海運へのモーダルシフト」申請書／申請書別紙](#)
- [②グリーン物流PS 普及事業「輸送拠点集約」申請書／申請書別紙](#)
- [③グリーン物流PS 普及事業「複数事業者による共同輸配送」申請書／申請書別紙](#)
- [④グリーン物流PS 普及事業「輸送車両の大型化」申請書／申請書別紙](#)
- [⑤グリーン物流PS 普及事業 申請書／申請書別紙](#)

<申請書記載例>

- [①グリーン物流PS 普及事業「鉄道・海運へのモーダルシフト」申請書記載例／申請書別紙記載例](#)
- [②グリーン物流PS 普及事業「輸送拠点集約」申請書記載例／申請書別紙記載例](#)
- [③グリーン物流PS 普及事業「複数事業者による共同輸配送」申請書記載例／申請書別紙記載例](#)
- [④グリーン物流PS 普及事業「輸送車両の大型化」申請書記載例／申請書別紙記載例](#)
- [⑤グリーン物流PS 普及事業 申請書記載例／申請書別紙記載例](#)

提出の際は印刷物と電子媒体の両方をご提出ください。

普及事業とNEDOの補助事業の関係について

- ・事業者グループで策定された各実施計画のうち、グリーン物流パートナーシップ会議において積極的に推進すべきとみなされる事業をグリーン物流パートナーシップ会議の普及事業として推進決定します。
- ・グリーン物流パートナーシップ会議で普及事業に推進決定されると、参加している企業等は経済産業省および国土交通省の認定を受け、NEDO 技術開発機構の補助制度(「エネルギー使用合理化事業者支援制度」)を利用することができます。
- ・上記補助制度を利用する場合、NEDO 技術開発機構による補助事業の交付決定後、事業を実施することとなります。(グリーン物流パートナーシップ会議で推進決定しても、NEDO技術開発機構で採択されない場合がありますので、ご注意ください。)

○NEDO 技術開発機構の補助制度 「エネルギー使用合理化事業者支援事業」

補助対象経費	物流システムの省エネルギー化(省CO2化)に必要な追加的経費(施設・設備の購入費用、等)
補助対象事業者	製造業、卸・小売業等の荷主及び貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫業者、その他これらに準ずる者 ※交付申請は必ず物流事業者と荷主企業(それに準ずる者)の共同申請をしなければなりません。
補助金額	補助対象経費の1/3とし、1事業あたり原則上限5億円

C02 排出量の算定方法

・各モデル事業の C02 排出削減効果については、「ロジスティクス分野における C02 排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.0」(経済産業省・国土交通省)により算定してください。

[ロジスティクス分野における C02 排出量算定方法共同ガイドライン](#)

その他

・申請にあたっては、「平成 20 年度グリーン物流パートナーシップ普及事業ご申請の際の注意事項」及び「グリーン物流パートナーシップ補助金等 申請の手引き」を十分お読みください。

[グリーン物流パートナーシップ補助金等 申請の手引き](#)

- ・推進決定された事業はパートナーシップ会議に対し実施状況を定期的に報告していただくこととなります。
- ・推進決定された事業の成果は普及・促進のための事例として広く公表いたします。
- ・NEDO 技術開発機構の補助制度を利用した場合、省エネ状況を別途 NEDO 技術開発機構への報告することとなります。
- ・本制度に関し必要となる資料や書類様式のほか、グリーン物流パートナーシップ会議に関する情報は全て下記ウェブサイトに掲載いたします。

<http://www.greenpartnership.jp/>

お問い合わせと提案窓口

○普及型事業の提案(申請書の提出)、手続き、その他ご相談・お問い合わせは下記の各窓口で受け付けます。

【経済産業省各地方経済産業局等】

経済産業局名	担当課名	電話番号	管轄	住所
北海道経済産業局	産業部 流通産業課	011-738-3236	北海道	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1
東北経済産業局	産業部 商業・流通サービス産業課	022-263-1194	宮城,福島,岩手, 青森,山形,秋田	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1
関東経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	048-600-0346	東京,神奈川,埼玉,群馬,千葉, 茨城,栃木,山梨,新潟,長野, 静岡	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心台庁舎 1 号館
中部経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	052-951-0597	愛知,三重,岐阜,富山,石川	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2
近畿経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	06-6966-6025	大阪,京都,兵庫,奈良,滋賀, 和歌山,福井	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44
中国経済産業局	産業部産業振興課 流通・サービス・商業室	082-224-5653	広島,鳥取,島根,岡山,山口	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎 2 号館
四国経済産業局	産業部産業振興課 流通・サービス産業室	087-811-8524	香川,徳島,愛媛,高知	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33
九州経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	092-482-5455	福岡,長崎,大分,佐賀,熊本, 宮崎,鹿児島	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	098-864-2321	沖縄	〒900-8530 沖縄県那覇市前島 2-21-7

【国土交通省各地方運輸局物流課および神戸運輸監理部企画課等】

運輸局名	担当課名	電話番号	管轄	住所
北海道運輸局	交通環境部物流課	011-290-2726	北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第2合同庁舎
東北運輸局	交通環境部物流課	022-791-7508	宮城,福島,岩手,青森,山形,秋田	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町一番地 仙台第4合同庁舎
関東運輸局	交通環境部物流課	045-211-7210	東京,神奈川,埼玉,群馬,千葉,茨城,栃木,山梨	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
北陸信越運輸局	交通環境部物流課	025-244-6116	新潟,長野,富山,石川	〒950-8537 新潟市中央区万代 2-2-1
中部運輸局	交通環境部物流課	052-952-8007	愛知,三重,静岡,岐阜,福井	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
近畿運輸局	交通環境部物流課	06-6949-6410	大阪,京都,奈良,滋賀,和歌山	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
神戸運輸監理部	総務企画部企画課	078-321-3144	兵庫	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎
中国運輸局	交通環境部物流課	082-228-3495	広島,鳥取,島根,岡山,山口	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館
四国運輸局	交通環境部環境・物流課	087-825-1173	香川,徳島,愛媛,高知	〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎
九州運輸局	交通環境部物流課	093-472-3154	福岡,長崎,大分,佐賀,熊本,宮崎,鹿児島	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-0064	沖縄	〒900-8530 那覇市前島 2-21-7 カサセン沖縄ビル

(総合案内)

経済産業省： 商務情報政策局 流通・物流政策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3-1

電話：03-3501-0092

FAX：03-3501-7108

国土交通省： 政策統括官付参事官(物流政策)室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1-3

電話：03-5253-8799

FAX：03-5253-1674

(別紙) 平成 20 年度グリーン物流パートナーシップ普及事業ご提案の際の注意事項

グリーン物流パートナーシップ普及事業のご申請をされる前に是非ご一読下さい。

ご申請された事業はグリーン物流パートナーシップ会議において普及事業として推進決定されると、経済産業省・国土交通省の認定を受け、NEDOの補助制度を利用することができます。ご申請の際にはNEDOの補助制度について、十分にご理解下さい。

この資料は、事業の申請にあたって、特にご留意いただきたいポイントを整理したものです。

1. 事業名称

- 「～による省エネルギー事業」といったように、一見して省エネルギー事業であることが分かる名称として下さい。(「CO2 排出量削減事業」等にしないでください。)

2. 申請者

- 必ず、荷主と物流事業者のパートナーを組んで下さい。
- 原則、事業に係るすべての事業者の押印が必要であり、かつ代表権者の押印が必要ですが、これによりがたい場合は、こうした契約に関して権限のある役職者であれば代表権者以外も可能とします。ただし、交付申請時（NEDO申請時）は、事業者すべて代表権者の押印がないと申請できませんのでご注意ください。

3. 事業期間・工程表について

- 平成 21 年 1 月 31 日に事業を終了（支払いまで）して下さい。(※交付決定は 8 月上旬を想定してください。) 着工は交付決定後として下さい。
- 工程表は補助事業（設備導入等）のみの工程を記載して下さい。
- 原則単年度事業ですが、事業規模が大きく 1 年での実施が困難な事業であって NEDO 技術開発機構が必要と認める場合は複数年度事業とすることが可能です。(原則として補助対象経費が 1.5 億円を超える事業)
- 複数年度事業の場合、支払いが 0 となる年度がないよう、年度ごとに支払う計画として下さい。

※「3. 事業機関・工程表について」は今後 NEDO が発表する補助制度の様式・概要によって変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

4. 事業の説明について

- ・特に別図 1 について、事業前後のシステム比較を簡潔に記載して下さい。また、発着地、輸送距離などの情報は必ず記載して下さい。
- ・業界特有の技術用語や略語は注をふるなどして、第三者に容易に理解しやすいように記載して下さい。必要に応じて参考となる資料を添付してください。

5. 省エネ効果の算出について

- 「ロジスティクス分野における CO2 排出量算出方法共同ガイドライン Ver. 2.0 (経済産業省・国土交通省)」を使用し、そこにある係数を用いて計算したことを実施計画書に明記してください(次の CO2 削減量(省エネ量)簡易計算ツールもこのガイドラインを根拠に作成してあります。)
- 極力、CO2 削減量(省エネ量)簡易計算ツールを用いて計算して下さい。ご申請の際はこの計算ツールの計算書(入力シートと計算シートの両方)を印刷して実施計画書に添付して下さい。
- 最終的に、原単位ベース(トンベース)で省エネ率・量を算出して下さい。
- 原則として、エネルギー使用実績については、計算ではなく実績値で示して下さい。

- 重要な物量やエネルギー使用量などの確証を示して下さい。(実績がない場合の簡易算出方法を排除するものではありません。)
- CO₂排出量算出における根拠となる手法を明記し、なぜ、その方法が最適と判断したのかを簡潔に記して下さい。
- 係数採用にあたっての、出处、参照ページ等を明記して下さい。
- 事業全体で省エネ効果が認められても、申請者自体の省エネ効果が認められないと、NEDOからの補助金の交付が認められませんのでご注意下さい。
- 削減するエネルギーだけでなく、エネルギー増となる分もカウントしてください。(例：モーターシフトに伴う荷の積み替え等)
- 導入する設備については「増エネ」とならないよう、原則として「スクラップ・アンド・ビルド」(既存機器の代替)が必要です。(書面での証明が必要です)
例) ・拠点集約のため倉庫建設⇒旧倉庫は廃止。
・トラック、船舶の大型化⇒小型トラック、船舶は廃止。(登録抹消等が必要)
ただし、これにより難しい場合(貸倉庫、備車等)は、必ず、全体として「省エネ」となることを文書にて説明してください(計画書に記載してください)。

6. 費用の見積もりについて

- 申請金額の妥当性を判断するため、事業者自らの費用算出、あるいは、参考見積(&事業者評価)を実施計画書にあわせて提出して下さい。
- 見積もりの一式計上はお止め下さい。細目及び主要仕様・数量を明記して下さい。

7. NEDO確定検査について

- 検査の際に、計画どおり荷が集まらなかったり、新行路での実施が困難となり、省エネ効果が得られない場合等は、補助金の交付を見合わせる場合がありますのでご注意下さい。

8. その他

- 参考資料も含め、全てA4サイズで統一してください。
- 様式の必要項目すべてを記載して下さい。
- 提出は紙ベースの実施計画書・事業計画書(押印のこと)とその電子媒体(Word、Excel等により作成のもの)を提出してください。
- 関連する補助事業、インフラ整備事業、所要の許認可関係などを漏れなく明記して下さい。
- グリーン物流パートナーシップ会議の推進決定では事業の妥当性を中心に評価するので、仮に推進決定した案件であっても、NEDOとの補助金額精査の過程で補助金額が大幅に変動する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- NEDOの補助事業は「省エネ」事業です。申請者にかかわる物流が効率化されたとしても、全体として「増エネ」となる事業(設備)は認められません。
- 補助対象は「省エネにかかる(物流)設備設置費」です。物流とは関係のない設備、工事は対象外となりますのでご注意ください。
- 推進決定された事業については、経済産業省並びに国土交通省またはグリーン物流パートナーシップ会議は必要に応じ、事業の実施状況の報告を求めます。申請者の皆様におかれましては、その場合、実施状況をご報告していただきます。実施状況報告については、補助事業完了後(平成20年度以降)も求める場合がありますので、あらかじめお含み置きください。
- NEDOへの交付申請及び補助事業実施期間においては、補助金の多寡に係らず、準備資料、添付資料、報告資料が相当のボリュームとなり、かなりの事務負担が生じます。この点を十分にご理解のうえ、ご提案いただければと思います。

【注】NEDOの補助事業（エネルギー使用合理化事業者支援事業）との関係について

前述のとおり、グリーン物流パートナーシップ会議では事業の妥当性を中心に評価するため、仮に推進決定した案件であっても、NEDOへの交付申請における補助金審査の過程で、補助金額が大幅に下がったり、もしくは交付決定されない場合もあります。補助対象経費の可否等については下記を参考にしてください。

- 諸経費は、補助対象外に記載して下さい。（自社内で発生する旅費、会議費、設計費、ソフト開発費、人件費等、その経費の必要性和適正価格を第三者に立証しがたいものは補助対象外）
- レンタル経費は認められません（NEDO補助が設備設置補助であるため。）
- リースを行う場合は、リース会社との共同申請として下さい（傭船はリースの取扱と同様の取扱。）。
※リースの場合の考え方：リース会社に設備導入の補助を行い、リース会社がリース料について補助金相当額を減額する。リース料そのものを補助するのではないので注意が必要です。（ここでいうリースは、ファイナンスリースを指します。）
- 工事に伴う受注者側の諸経費は工事費・設備費等に案分・包含して下さい。
- 中古品は補助対象外です。（法定耐用年数及び価格の妥当性が不透明であるため）
- 既に製造者が決まっている（製造している）申請は認められません。
- 同様に、市場性がなくメーカー指定されている設備の購入等は認められません。仮に交付決定された場合は、競争関係にある3社以上の入札、または、見積合わせにより決定する必要があります。
- 設備や機器の必要性（何に使用するのか）、複数台必要な場合についてはその根拠（定量的に）を説明してください。
- 補助事業により購入した設備は、その大小や数量にかかわらず財産登録が必要です。法定耐用年数期間はその管理が必要ですのでご注意ください。
- 設置した設備の目的外使用は不可です。申請した事業外で使用する可能性のあるものは補助対象外となりますので注意してください。
- 消費税は補助対象経費から除外して下さい。
- 補助金額について、補助率 1/3 で 1 円単位まで算出（1 円未満切捨て）して下さい。